

## 1. 変更の内容及び変更の理由

### (1) 評価項目の非選定理由の変更について

#### ア 変更の内容

4-26～4-27 ページの「評価項目の選定または非選定の理由（水象）」の環境影響要因 1, 5, 17（「廃棄物処理施設の建設－搬入道路の新設及び既設道路の改修－1 建設工事」、「廃棄物処理施設の建設－工事の実施－5 建設工事」及び「宅地の造成－工事の実施－17 造成工事」）において、地下水を非選定とする理由を、「掘削にあたっては、遮水性の高い土留工法を採用するなどの対策を行う計画であることから、評価項目として選定しない。」から「実施区域は比較的高い場所に位置し、地下水が存在する場合も、その量はわずかと考えられ、地下水への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。」に変更します。

#### イ 変更の理由

造成工事や搬入道路新設工事において、雨水浸透による斜面崩壊防止のための遮水を検討する必要性を認識していたため、「遮水性の高い土留工法」という表現を使用していました。

しかし、実施計画書 2-66 ページに示したとおり、実施区域周辺は地下水位が深く、切土に伴う新たな湧水の発生は考えられないため、必ずしも「遮水性の高い土留工法を採用する」とは決定していません。また、仮に遮水工事を実施する場合でも、地下水に影響を及ぼすものではないと考えられます。

したがって、非選定の理由としては、実施区域には地下水が存在する可能性が低いことを根拠とする方が適切であると考えます。

### (2) 大気汚染の調査地点、項目等の追加について

#### ア 変更の内容

- ① 実施区域周辺の環境大気の調査地点の追加（3 地点→5 地点）
- ② 常時監視測定局（西行政センター）における調査項目の追加（二酸化硫黄、ダイオキシン類）
- ③ 地上気象の調査地点の追加（9 地点→11 地点）

#### イ 変更の理由

- ① 実施計画書の作成時点では、調査地点を範囲で示しておりました。地域の状況

を踏まえ調査地点を絞り込み、長坂地区（実施区域の南側）は西行政センターのみを調査地点としましたが、周辺地域が工業専用地域等であることから、より保全対象に配慮するため、住居系地域の中にある荻野小学校を追加します。また、より一層の配慮として、芦名秋谷地区（実施区域の南西側）の大楠小学校を調査地点としてさらに追加します。

② 西行政センター常時監視測定局で常時測定していない塩化水素のみを調査するとしていましたが、二酸化硫黄及びダイオキシン類も常時測定されていないため、これを追加する必要があることから、当地点の調査項目を2項目追加し3項目とします。

③ 上述の①の追加に合わせて追加するものです。

以上、①から③により、より精度の高い予測評価を行うものです。

### （3）土壤汚染の調査地点の変更について

#### ア 変更の内容

土壤汚染の現地調査の地点数を2地点から4地点に増やします。内容としては、1地点の変更（長坂地区：西行政センター→荻野小学校）、及び2地点の追加（芦名秋谷地区：大楠小学校、平作地区：池上市民プラザ）とします。

#### イ 変更の理由

土壤調査地点は、廃棄物焼却施設からの排ガスに由来するダイオキシン類による影響を評価するため、大気汚染の調査地点を考慮し選定しています。調査地点を絞り込んだところ、長坂地区については、西行政センターを中心とした範囲としましたが、より保全対象に配慮するため、実施計画書で示した範囲から約200メートルと近接しており住居系地域の中にある荻野小学校に変更することとしました。

また、より一層の配慮として、住居系地域にある芦名秋谷地区の大楠小学校と平作地区の池上市民プラザを調査地点としてさらに追加します。

## 2. 変更の新旧対照

変更内容を新旧対照表として別紙2に示します。

## 新旧対照表

変更前

表 4-2-3(34/60) 評価項目の選定または非選定の理由（水象：廃棄物処理施設の建設）

区分	時期	環境影響要因	選定または非選定及びその理由		
廃棄物処理施設の建設	搬入道路の新設及び既設道路の改修	1 建設工事	河川	河川への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。	
			地下水	<u>掘削にあたっては、遮水性の高い土留工法を採用するなどの対策を行う計画であることから、評価項目として選定しない。</u>	
			海域	海域への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。	
		2 建設機械の稼働	河川	河川・地下水・海域への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。	
			地下水		
			海域		
		3 資材運搬車両等の走行	河川		
			地下水		
			海域		
		4 道路の存在	河川		
			地下水		
			海域		
	工事の実施	5 建設工事	河川		河川への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。
			地下水		<u>掘削にあたっては、遮水性の高い土留工法を採用するなどの対策を行う計画であることから、評価項目として選定しない。</u>
海域			海域への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。		
6 建設機械の稼働		河川			
		地下水			
		海域			
7 資材運搬車両等の走行		河川			
	地下水				
	海域				
土地又は工作物の存在及び供用	8 廃棄物処理施設の稼働	河川	河川・地下水・海域への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。		
		地下水			
		海域			
	9 関係車両の走行	河川			
		地下水			
		海域			
10 施設の存在	河川				
	地下水				
	海域				

変更後

表 4-2-3(34/60) 評価項目の選定または非選定の理由（水象：廃棄物処理施設の建設）

区分	時期	環境影響要因	選定または非選定及びその理由	
廃棄物処理施設の建設	搬入道路の新設及び既設道路の改修	1 建設工事	河川	河川への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。
			地下水	<u>実施区域は比較的高い場所に位置し、地下水が存在する場合も、その量はわずかと考えられ、地下水への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。</u>
			海域	海域への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。
		2 建設機械の稼働	河川	
	地下水			
	海域			
	3 資材運搬車両等の走行	河川	河川・地下水・海域への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。	
		地下水		
		海域		
	4 道路の存在	河川		
地下水				
海域				
工事の実施	5 建設工事	河川	河川への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。	
		地下水	<u>実施区域は比較的高い場所に位置し、地下水が存在する場合も、その量はわずかと考えられ、地下水への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。</u>	
		海域	海域への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。	
	6 建設機械の稼働	河川		
地下水				
海域				
7 資材運搬車両等の走行	河川			
	地下水			
	海域			
土地又は工作物の存在及び供用	8 廃棄物処理施設の稼働	河川	河川・地下水・海域への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。	
		地下水		
		海域		
	9 関係車両の走行	河川		
		地下水		
		海域		
10 施設の存在	河川			
	地下水			
	海域			

変更前

表 4-2-3 (35/60) 評価項目の選定または非選定の理由（水象：発生土処分場の建設）

区分	時期	環境影響要因	選定または非選定及びその理由	
発生土処分場の建設	工事の実施	11 建設工事	河川	河川への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。
			地下水	本工事において、地下水に影響を及ぼす掘削は行わないことから、評価項目として選定しない。
			海域	海域への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。
		12 建設機械の稼働	河川	河川・地下水・海域への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。
			地下水	
			海域	
		13 資材運搬車両等の走行	河川	
			地下水	
			海域	
	土地又は工作物の存在及び供用	14 敷均し機械等の稼働	河川	
			地下水	
			海域	
		15 土砂運搬車両等の走行	河川	
			地下水	
			海域	
	16 発生土処分場の存在	河川	○ 発生土処分場の存在による影響が考えられることから、評価項目とする。	
地下水		地下水・海域への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。		
海域				

表 4-2-3 (36/60) 評価項目の選定または非選定の理由（水象：宅地の造成）

区分	時期	環境影響要因	選定または非選定及びその理由	
宅地の造成	17 造成工事	河川	河川への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。	
		地下水	<u>掘削にあたっては、遮水性の高い土留工法を採用するなどの対策を行う計画であることから、評価項目として選定しない。</u>	
		海域	海域への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。	
	工事の実施	18 既存施設の解体	河川	河川・地下水・海域への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。
			地下水	
			海域	
		19 建設機械の稼働	河川	
			地下水	
			海域	
	20 資材運搬車両等の走行	河川		
		地下水		
		海域		
	土地又は工作物の存在及び供用	21 宅地の形成	河川	○ 宅地の形成による影響が考えられることから、評価項目とする。
			地下水	地下水・海域への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。
			海域	

変更後

表 4-2-3 (35/60) 評価項目の選定または非選定の理由（水象：発生土処分場の建設）

区分	時期	環境影響要因	選定または非選定及びその理由	
発生土処分場の建設	工事の実施	11 建設工事	河川	河川への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。
			地下水	本工事において、地下水に影響を及ぼす掘削は行わないことから、評価項目として選定しない。
			海域	海域への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。
		12 建設機械の稼働	河川	河川・地下水・海域への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。
			地下水	
			海域	
		13 資材運搬車両等の走行	河川	
			地下水	
			海域	
	土地又は工作物の存在及び供用	14 敷均し機械等の稼働	河川	
			地下水	
			海域	
		15 土砂運搬車両等の走行	河川	
			地下水	
			海域	
	16 発生土処分場の存在	河川	○ 発生土処分場の存在による影響が考えられることから、評価項目とする。	
地下水		地下水・海域への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。		
海域				

表 4-2-3 (36/60) 評価項目の選定または非選定の理由（水象：宅地の造成）

区分	時期	環境影響要因	選定または非選定及びその理由	
宅地の造成	17 造成工事	河川	河川への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。	
		地下水	<u>実施区域は比較的高い場所に位置し、地下水が存在する場合も、その量はわずかと考えられ、地下水への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。</u>	
		海域	海域への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。	
	工事の実施	18 既存施設の解体	河川	河川・地下水・海域への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。
			地下水	
			海域	
		19 建設機械の稼働	河川	
			地下水	
			海域	
	20 資材運搬車両等の走行	河川		
		地下水		
		海域		
	土地又は工作物の存在及び供用	21 宅地の形成	河川	○ 宅地の形成による影響が考えられることから、評価項目とする。
地下水			地下水・海域への影響は発生しないことから、評価項目として選定しない。	
海域				

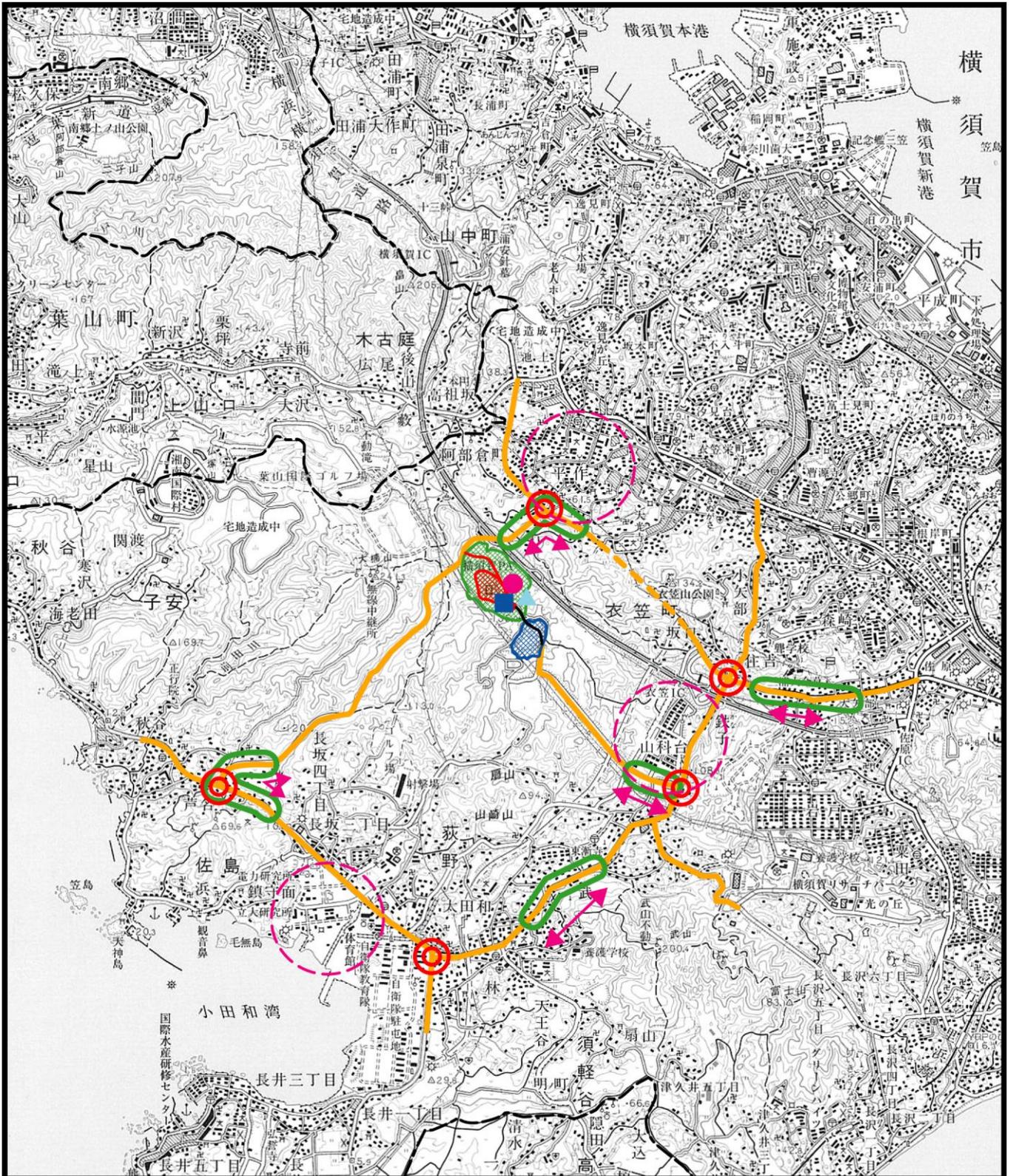
表 4-3-1 調査方法・調査時期等の調査計画等（大気汚染：調査）

調 査		
調 査 事 項	調 査 の 方 法 等	
大気汚染の発生源の状況	既存資料調査	工場、事業場、廃棄物処理施設等の主要な固定発生源の分布状況、道路等の位置、規模、構造等を地形図、都市計画図、土地利用状況図等の既存資料により把握し、必要に応じて現地踏査により確認する。
主要な道路網の状況  ・自動車交通量 ・走行速度	現地調査	<調査地点> ・自動車交通量：事業関係車両主要走行ルート上の5交差点(図4-3-1参照) ・走行速度：事業関係車両主要走行ルート沿道の5地点(図4-3-1参照) <調査期間、回数> ・交通の状況を適切に把握できる平日の1日間(24時間)とする。 <調査方法> ・自動車交通量：カウンターにより計測調査する。 ・走行速度：ストップウォッチにより調査する。
大気汚染評価物質等の濃度の状況  [環境大気] ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・窒素酸化物(二酸化窒素、一酸化窒素) ・塩化水素 ・ダイオキシン類 ・降下ばいじん  [道路沿道大気] ・浮遊粒子状物質 ・窒素酸化物(二酸化窒素、一酸化窒素) ・ベンゼン等(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)	既存資料調査  現地調査	下記資料を調査し、大気汚染評価物質等の濃度の状況を把握する。 ・「かながわ環境白書(最新版)」神奈川県 ・「大気環境の状況について(最新版)」神奈川県 ・「よこすかの環境(最新版)」横須賀市 <調査地点> ・横須賀市役所測定局他(常時監視測定局、図4-3-2参照) <調査地点> ・環境大気：実施区域内1地点及び周辺3地点の計4地点(図4-3-1参照)うち、長坂地区においては、既存の大気汚染常時監視測定局(横須賀市西行政センター)で測定していない項目(塩化水素)についてのみ調査する。 また、降下ばいじんは実施区域内1地点とする。 ・道路沿道大気：事業関係車両主要走行ルートである5地点(図4-3-1参照) <調査期間、回数> ・環境大気：4季に各1週間の連続調査とする(降下ばいじんは1ヶ月/季)。 ・道路沿道大気：年間の大気の状態を適切に把握し得る期間及び時期として、寒候期及び暖候期の2季に各1週間連続調査とする(ただし、ベンゼン等は各2日)。 <調査方法> ・二酸化硫黄：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環告第25号) ・浮遊粒子状物質：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環告第25号) ・窒素酸化物：「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環告第38号) ・塩化水素：「大気汚染物質測定法指針」(昭和62年環境庁)に示されるガス状塩化物の測定方法に準じたイオンクロマト法 ・ダイオキシン類：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年環境省告示第68号) ・降下ばいじん：「環境測定分析法註解」((社)日本環境測定分析協会)デボジットゲージ法又はガスジャー法により水溶性、不溶性物質に区分して測定 ・ベンゼン等：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成13年環告第30号)
地形及び工作物の状況	既存資料調査	大気質の移流、拡散等に影響を及ぼす地形及び工作物の位置、規模等を地形図等の既存資料により把握し、必要に応じて現地踏査により確認する。
気象の状況  [地上気象] ・風向、風速 ・気温、湿度 ・日射量、放射収支量 [上層気象] ・気温 ・風向、風速	既存資料調査  現地調査	下記資料等を調査し、最新の1年間の状況を把握するとともに、当該年が気象的に異常でなかったかを確認する。 ・常時監視測定局の1時間値 <調査地点> ・横須賀市役所測定局他(常時監視測定局、図4-3-2参照) ・横浜地方気象台 <調査地点> ・地上気象：上記の大気汚染評価物質濃度の測定と同じ9地点(環境大気地点4地点、道路沿道大気地点5地点)(図4-3-1参照)ただし、実施区域内以外の地点は風向・風速のみの測定 ・上層気象：実施区域内の1地点 <調査期間、回数> ・地上気象：1年間連続(実施区域内)、大気汚染評価物質濃度の測定と同時期(実施区域内以外の8地点) ・上層気象：4季各1週間(1日あたり8回)の調査とする。 <調査方法> ・地上気象：「地上気象観測指針」に準拠した方法 ・上層気象：「高層気象観測指針」に準拠した方法
対象事業の計画の状況	既存資料調査	三種の対象事業における工事計画、事業計画等により、工事中の建設機械の種類、台数、施工方法、資材運搬車両等の種類、台数、運行経路、供用時の大気汚染評価物質の排出量等の計画、関係車両、土砂運搬車両、数均し機械等の種類、台数等を把握する。

変更後

表 4-3-1 調査方法・調査時期等の調査計画等（大気汚染：調査）

調 査		
調 査 事 項	調 査 の 方 法 等	
大気汚染の発生源の状況	既存資料調査	工場、事業場、廃棄物処理施設等の主要な固定発生源の分布状況、道路等の位置、規模、構造等を地形図、都市計画図、土地利用状況図等の既存資料により把握し、必要に応じて現地踏査により確認する。
主要な道路網の状況  ・自動車交通量 ・走行速度	現地調査	<調査地点> ・自動車交通量：事業関係車両主要走行ルート上の5交差点(図4-3-1参照) ・走行速度：事業関係車両主要走行ルート沿道の5地点(図4-3-1参照) <調査期間、回数> ・交通の状況を適切に把握できる平日の1日間(24時間)とする。 <調査方法> ・自動車交通量：カウンターにより計測調査する。 ・走行速度：ストップウォッチにより調査する。
大気汚染評価物質等の濃度の状況  [環境大気] ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・窒素酸化物(二酸化窒素、一酸化窒素) ・塩化水素 ・ダイオキシン類 ・降下ばいじん  [道路沿道大気] ・浮遊粒子状物質 ・窒素酸化物(二酸化窒素、一酸化窒素) ・ベンゼン等(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)	既存資料調査  現地調査	下記資料を調査し、大気汚染評価物質等の濃度の状況を把握する。 ・「かながわ環境白書(最新版)」神奈川県 ・「大気環境の状況について(最新版)」神奈川県 ・「よこすかの環境(最新版)」横須賀市 <調査地点> ・横須賀市役所測定局他(常時監視測定局、図4-3-2参照) <調査地点> ・環境大気：実施区域内1地点及び周辺5地点の計6地点(図4-3-1参照)うち、長坂地区の既存の大気汚染常時監視測定局(横須賀市西行政センター)においては、常時測定していない項目(二酸化硫黄、塩化水素、ダイオキシン類)についてのみ調査する。また、降下ばいじんは実施区域内1地点とする。 ・道路沿道大気：事業関係車両主要走行ルートである5地点(図4-3-1参照) <調査期間、回数> ・環境大気：4季に各1週間の連続調査とする(降下ばいじんは1ヶ月/季)。 ・道路沿道大気：年間の大気の状態を適切に把握し得る期間及び時期として、寒候期及び暖候期の2季に各1週間連続調査とする(ただし、ベンゼン等は各2日)。 <調査方法> ・二酸化硫黄：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環告第25号) ・浮遊粒子状物質：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環告第25号) ・窒素酸化物：「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環告第38号) ・塩化水素：「大気汚染物質測定法指針」(昭和62年環境庁)に示されるガス状塩化物の測定方法に準じたイオンクロマト法 ・ダイオキシン類：「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境省告示第68号) ・降下ばいじん：「環境測定分析法註解」((社)日本環境測定分析協会)デポジットゲージ法又はダストジャー法により水溶性、不溶性物質に区分して測定 ・ベンゼン等：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成13年環告第30号)
地形及び工作物の状況	既存資料調査	大気質の移流、拡散等に影響を及ぼす地形及び工作物の位置、規模等を地形図等の既存資料により把握し、必要に応じて現地踏査により確認する。
気象の状況  [地上気象] ・風向、風速 ・気温、湿度 ・日射量、放射収支量 [上層気象] ・気温 ・風向、風速	既存資料調査  現地調査	下記資料等を調査し、最新の1年間の状況を把握するとともに、当該年が気象的に異常でなかったかを確認する。 ・常時監視測定局の1時間値 <調査地点> ・横須賀市役所測定局他(常時監視測定局、図4-3-2参照) ・横浜地方気象台 <調査地点> ・地上気象：上記の大気汚染評価物質濃度の測定と同じ11地点(環境大気地点6地点、道路沿道大気地点5地点)(図4-3-1参照)ただし、実施区域内以外の地点は風向・風速のみの測定 ・上層気象：実施区域内の1地点 <調査期間、回数> ・地上気象：1年間連続(実施区域内)、大気汚染評価物質濃度の測定と同時期(実施区域内以外の10地点) ・上層気象：4季各1週間(1日あたり8回)の調査とする。 <調査方法> ・地上気象：「地上気象観測指針」に準拠した方法 ・上層気象：「高層気象観測指針」に準拠した方法
対象事業の計画の状況	既存資料調査	三種の対象事業における工事計画、事業計画等により、工事中の建設機械の種類、台数、施工方法、資材運搬車両等の種類、台数、運行経路、供用時の大気汚染評価物質の排出量等の計画、関係車両、土砂運搬車両、敷均し機械等の種類、台数等を把握する。



凡例

: 廃棄物処理施設  
(宅地の造成を含む)

: 宅地の造成  
(残置森林(最大範囲))

: 発生土処分場

: 市町界

: 環境大気(実施区域内)  
調査地点

: 環境大気(周辺地域)  
及び地上気象調査地点

: 地上気象調査地点

: 上層気象調査地点

: 交通量調査地点

: 沿道大気及び  
地上気象調査地点

: 関係車両主要  
走行ルート  
( は計画)

: 新設搬入道路

: 既設改修道路

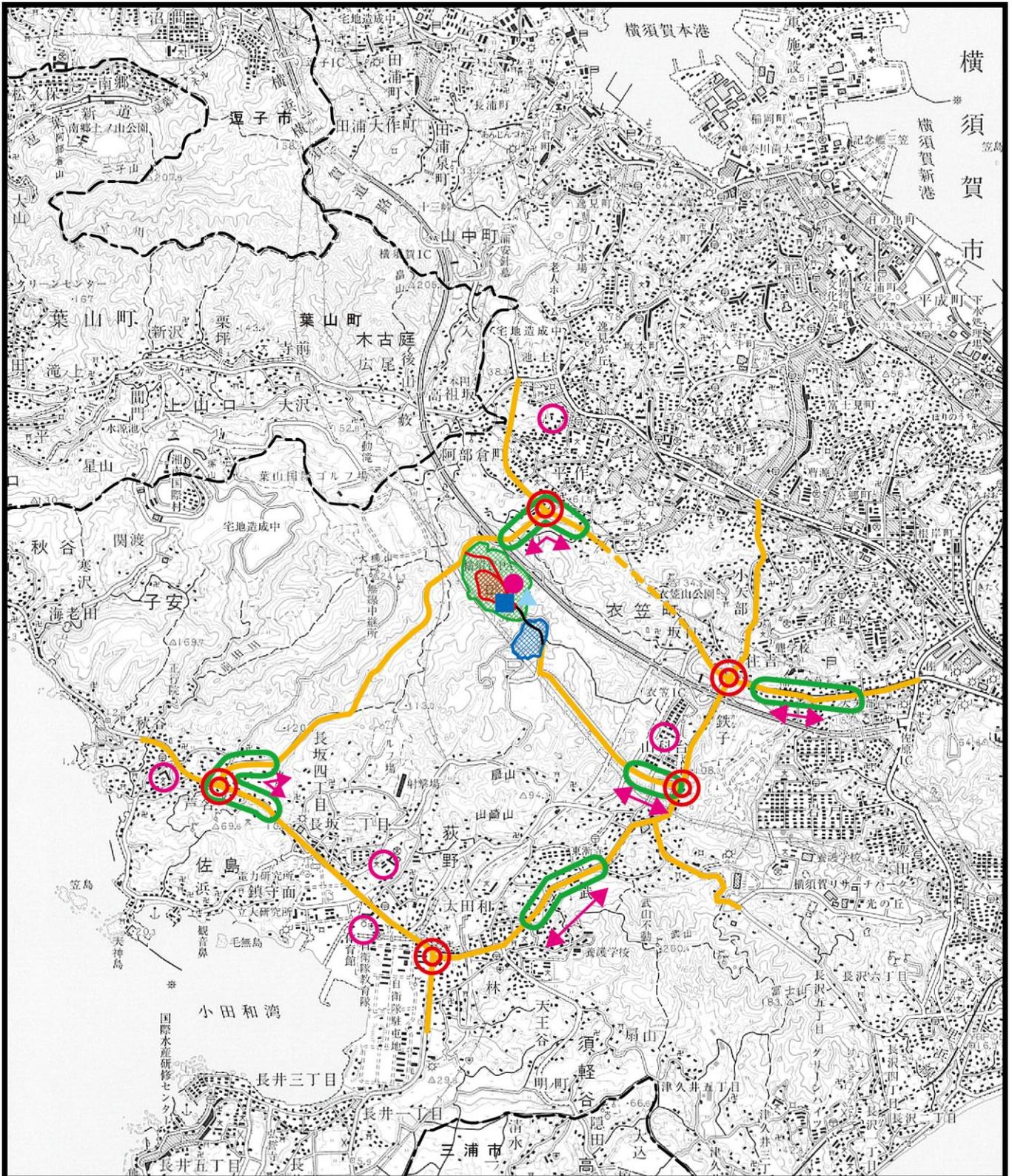
: 走行速度調査区間



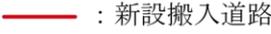
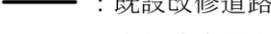
0 500 1000 2000m

注) 宅地の造成(残置森林(最大範囲))には、搬入道路の新設、既設道路の改修に伴い形成される法面等を含んでいる。

図 4-3-1 大気汚染調査地点(現地調査)



凡例

- |   |   |  |
|---|---|--|
|  : 廃棄物処理施設<br>(宅地の造成を含む) |  : 環境大気(周辺地域)<br>及び地上気象調査地点  |  : 新設搬入道路   |
|  : 宅地の造成<br>(残置森林(最大範囲)) |  : 地上気象調査地点  |  : 既設改修道路   |
|  : 発生土処分場                |  : 上層気象調査地点  |  : 走行速度調査区間 |
|  : 市町界                   |  : 交通量調査地点   |  |
|  : 環境大気(実施区域内)<br>調査地点   |  : 沿道大気及び<br>地上気象調査地点  |  |
|   |  : 関係車両主要<br>走行ルート<br>(  は計画) |  |

注) 宅地の造成(残置森林(最大範囲))には、搬入道路の新設、既設道路の改修に伴い形成される法面等を含んでいる。



0 500 1000 2000m

図 4-3-1 大気汚染調査地点(現地調査)

変更前

表 4-3-5 調査方法・調査時期等の調査計画等（土壌汚染：調査）

調 査		
調 査 事 項	調 査 の 方 法 等	
土地利用の履歴等の状況	既存資料調査	下記資料等により、水質汚濁防止法あるいは県生活環境保全条例規定の特定有害物質使用事業所、廃棄物処分場、ゴルフ場、旧軍施設等による地歴を調査する。 ・地形図（旧版を含む）、空中写真（年次別）、登記簿、土地利用分類図
土壌汚染の状況 ・ダイオキシン類	既存資料調査	下記資料を調査し、土壌汚染の状況を把握する。 ・「よこすかの環境(最新版)」横須賀市 <調査地点> ・平作第2公園他（図4-3-4参照）
	現地調査	<調査地点> ・実施区域周辺の2地点（図4-3-4参照） <調査期間、回数> ・1回 <調査方法> ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年環境省告示第68号）
降水量の状況	既存資料調査	下記資料等を調査し、平均降水量、最高・最低降水量、年降水量の経年変化等の統計データを調査する。 ・海上自衛隊横須賀地方総監部の観測データ ・地方気象台の観測データ <調査地点> ・海上自衛隊横須賀地方総監部 ・横浜地方気象台等
地下水の状況	既存資料調査	下記資料等を調査し、土壌汚染の影響を受ける地下水の水位、流動状況等を調査する。 ・「神奈川県地下水位・水頭分布図」（神奈川県温泉地学研究所） ・「公共用水域及び地下水の水質測定結果（最新版）」神奈川県
対象事業の計画の状況	既存資料調査	対象事業（廃棄物処理施設の建設）における事業計画等により、施設稼働時の土壌汚染評価物質等を排出する施設の計画、土壌汚染評価物質の排出量等の計画等を把握する。

表 4-3-6 調査方法・調査時期等の調査計画等（土壌汚染：予測）

予 測				
区分	時期	環境影響要因	予測事項	予 測 の 手 法
廃棄物処理施設の建設	土地又は び工作物の存在 及び	8 廃棄物処理施設の稼働	・ダイオキシン類	<予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とする。 <予測範囲> ・実施区域周辺とする。 <予測方法> ・大気汚染の予測結果、土壌汚染の状況、類似事例等を参照して予測する。

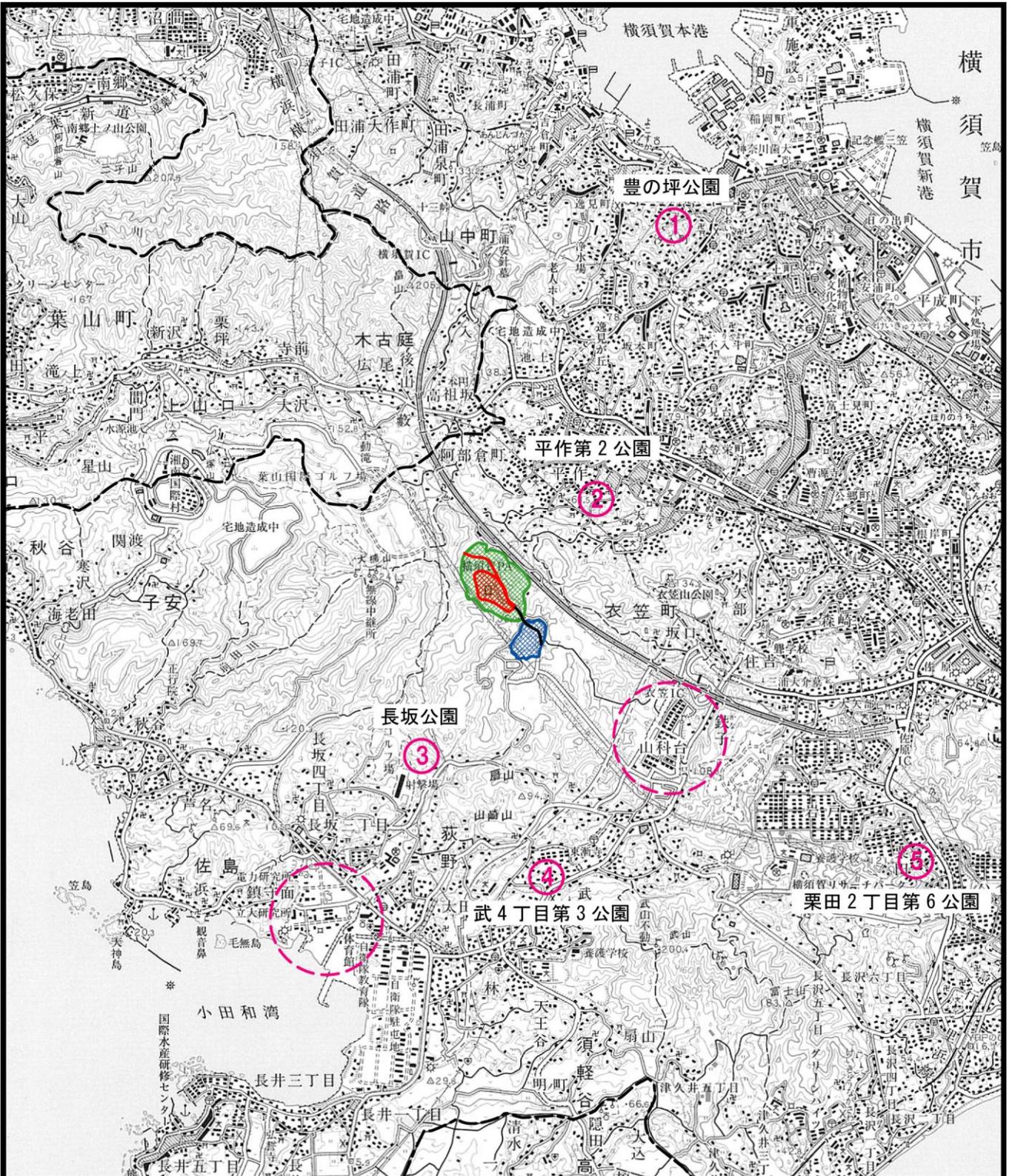
変更後

表 4-3-5 調査方法・調査時期等の調査計画等（土壌汚染：調査）

調 査		
調 査 事 項	調 査 の 方 法 等	
土地利用の履歴等の状況	既存資料調査	下記資料等により、水質汚濁防止法あるいは県生活環境保全条例規定の特定有害物質使用事業所、廃棄物処分場、ゴルフ場、旧軍施設等による地歴を調査する。 ・地形図（旧版を含む）、空中写真（年次別）、登記簿、土地利用分類図
土壌汚染の状況 ・ダイオキシン類	既存資料調査	下記資料を調査し、土壌汚染の状況を把握する。 ・「よこすかの環境(最新版)」横須賀市 <調査地点> ・平作第2公園他（図4-3-4参照）
	現地調査	<調査地点> ・実施区域周辺の4地点（図4-3-4参照） <調査期間、回数> ・1回 <調査方法> ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年環境省告示第68号）
降水量の状況	既存資料調査	下記資料等を調査し、平均降水量、最高・最低降水量、年降水量の経年変化等の統計データを調査する。 ・海上自衛隊横須賀地方総監部の観測データ ・地方気象台の観測データ <調査地点> ・海上自衛隊横須賀地方総監部 ・横浜地方気象台等
地下水の状況	既存資料調査	下記資料等を調査し、土壌汚染の影響を受ける地下水の水位、流動状況等を調査する。 ・「神奈川県地下水位・水頭分布図」（神奈川県温泉地学研究所） ・「公共用水域及び地下水の水質測定結果（最新版）」神奈川県
対象事業の計画の状況	既存資料調査	対象事業（廃棄物処理施設の建設）における事業計画等により、施設稼働時の土壌汚染評価物質等を排出する施設の計画、土壌汚染評価物質の排出量等の計画等を把握する。

表 4-3-6 調査方法・調査時期等の調査計画等（土壌汚染：予測）

予 測				
区分	時期	環境影響要因	予測事項	予 測 の 手 法
廃棄物処理施設の建設	土地又は び工作物の存在 及び	8 廃棄物処理施設の稼働	・ダイオキシン類	<予測時期> ・施設の稼働が定常の状態となる時期とする。 <予測範囲> ・実施区域周辺とする。 <予測方法> ・大気汚染の予測結果、土壌汚染の状況、類似事例等を参照して予測する。



凡例

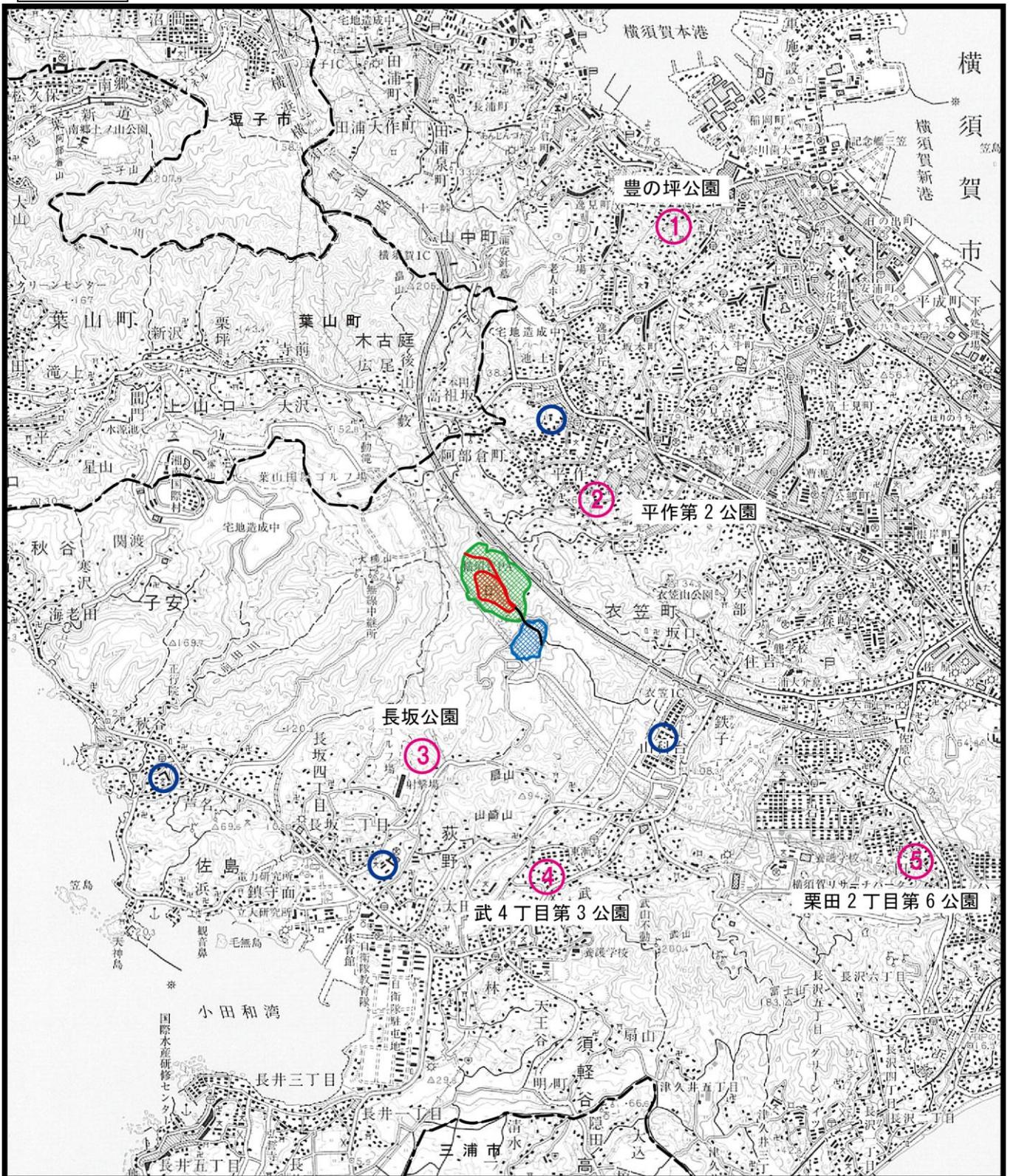
-  : 廃棄物処理施設  
(宅地の造成を含む)
-  : 宅地の造成  
(残置森林(最大範囲))
-  : 発生土処分場
-  : 市町界
-  : 新設搬入道路
-  : 既設改修道路

-  : ダイオキシン類に係る土壌調査地点 (既存資料)
-  : ダイオキシン類に係る土壌調査地点 (周辺地域)



注) 宅地の造成(残置森林(最大範囲))には、搬入道路の新設、既設道路の改修に伴い形成される法面等を含んでいる。

図 4-3-4 土壌汚染調査地点



凡例

-  : 廃棄物処理施設  
(宅地の造成を含む)
-  : 宅地の造成  
(残置森林(最大範囲))
-  : 発生土処分場
- : 市町界
- : 新設搬入道路
- : 既設改修道路

-  : ダイオキシン類に係る土壌調査地点 (既存資料)
-  : ダイオキシン類に係る土壌調査地点 (周辺地域)

注) 宅地の造成(残置森林(最大範囲))には、搬入道路の新設、既設道路の改修に伴い形成される法面等を含んでいる。



0 500 1000 2000m

図 4-3-4 土壌汚染調査地点